

政策評価の点検結果

総務省では、政策評価の一層の質の向上とそれを通じた評価の実効性の確保を目的として、政策評価の点検活動を実施しています。

今回の「政策評価の点検結果」は、各府省が実施した政策評価について、平成20年度に総務省が点検を行った結果を関係府省に通知・公表するものです。

① 評価の内容点検

評価の妥当性に疑問が生じた場合、評価の内容に踏み込み点検し、評価のやり直しなどを指摘するもの【p.2～p.15】

② 評価のやり方点検

目標が明確であるかなど、評価として備えるべき水準に達しているかを点検し、課題を提起するもの【p.16～p.17】

政策評価の内容点検のポイント

○ 政策評価の内容点検の流れ

〔各府省〕 政策評価を実施



〔総務省〕 政策評価の内容に疑問があるものについて、事実関係を把握・整理



〔総務省〕 点検結果を政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）に報告（平成21年3月17日）



【指摘を踏まえて改善措置が講じられるもの（疑義が解明され透明性が向上したものを含む）】

I	公共事業	17件（延べ19件）
II	一般政策	28件（延べ30件）
	計	45件（延べ49件） <small>（注）</small>



関係府省に通知・公表

（注）延べ件数には、一つの事案で複数の疑問点に該当する4件を含む。

評価に疑問のある45件(延べ49件)(11府省)について事実関係を整理し、改善の方向を指摘

⇒ 指摘を踏まえて改善措置が講じられるもの(疑義が解明され透明性が向上したものを含む。)

I 公共事業(17件(延べ19件))

1. 便益算定の前提となる需要予測の妥当性に疑義があるもの
2. 便益算定に際しての評価方法の妥当性に疑義があるもの
3. 便益算定に用いられているデータ等の信頼性に疑義があるもの
4. マニュアルの適用の妥当性に疑義があるもの

II 一般政策(28件(延べ30件))

1. 目標の達成度合いが低調であるにもかかわらず、その原因分析が行われていないと考えられるもの
2. 設定されている指標が専ら政策の執行の状況をとらえており、政策効果に着目した指標の設定が必要と考えられるもの
3. あらかじめ設定した指標による効果の測定が行われていないと考えられるもの
4. 判断基準・指標等の設定について改善が必要と考えられるもの
5. 測定指標等の状況と評価結果の結び付きの説明について改善が必要と考えられるもの
6. その他



さらに、評価の内容点検の結果見出された一般的な課題についても整理

I 公共事業に係る評価の内容点検の結果(概要)

1. 便益算定の前提となる需要予測の妥当性に疑義があるもの

水道水源開発施設整備事業(増田川ダム)(群馬県)[厚生労働省]

(事業の概要)

群馬県安中市を事業主体とし、増田川に建設する増田川ダムに参画することにより、5,000m³/日の水道水を確保する事業

(評価の概要)

- ・ 費用便益比(B/C)=1.20 (総便益(B):2.3億円、総費用(C):1.8億円)
- ・ 将来の水需要増加に対応するため、増田川ダムへの参画水量を5,000m³/日とするとしているが、その具体的な根拠について、安中市の再評価書上は不明
- ・ 平成19年12月の群馬県公共事業再評価委員会において安中市は、将来の水需要の増加要因として企業誘致による工場用水量の増加を挙げているが、具体的な需要水量については不明
- ・ 安中市の1日最大給水量及び工場用水量は14年度以降横ばい傾向

《平成14～19年度の安中市の給水人口及び1日最大給水量》

年度	給水人口 (人)	1日最大給水量 (m ³ /日)	うち工場用水量 (m ³ /日)
14	65,052	38,750	5,738
15	64,984	38,634	5,782
16	64,684	37,975	5,523
17	64,237	36,123	5,389
18	63,761	38,022	5,763
19	63,395	38,483	5,377

横ばい傾向

《水需給計画(平成22年度)》

給水人口 (人)	1日最大給水量 (m ³ /日)	1日最大取水量(m ³ /日)(A)	供給量(既存水源)(m ³ /日)(B)	不足水量 (m ³ /日)(A-B)
62,688	44,960	47,292	42,303	▲4,989

【総務省の疑問点】

- 将来の水需要予測を行うに当たって、安中市の給水人口は今後減少していくと予測しているにもかかわらず、企業誘致による工場用水量増加等のため、供給水量は将来的に5,000m³/日不足すると予測しているが、その算出根拠は評価書上不明



【対応方針】

- 参画水量5,000m³/日の算出根拠、需要水量の主な増加要因である工場用水開発見込み水量(2,938m³/日)の推計方法、及び進出予定企業の業種や進出時期など増加を見込む具体的根拠が明らかにされた。

- 本件の水需要予測の前提となる増田川ダム建設計画については、今後、群馬県公共事業再評価委員会において再評価が行われることが予定されており、その結果を踏まえて増田川ダム建設計画が見直される可能性があることから、改めて評価を行うことを検討することが必要。総務省としても今後の動向を引き続き注視

2. 便益算定に際しての評価方法の妥当性に疑義があるもの

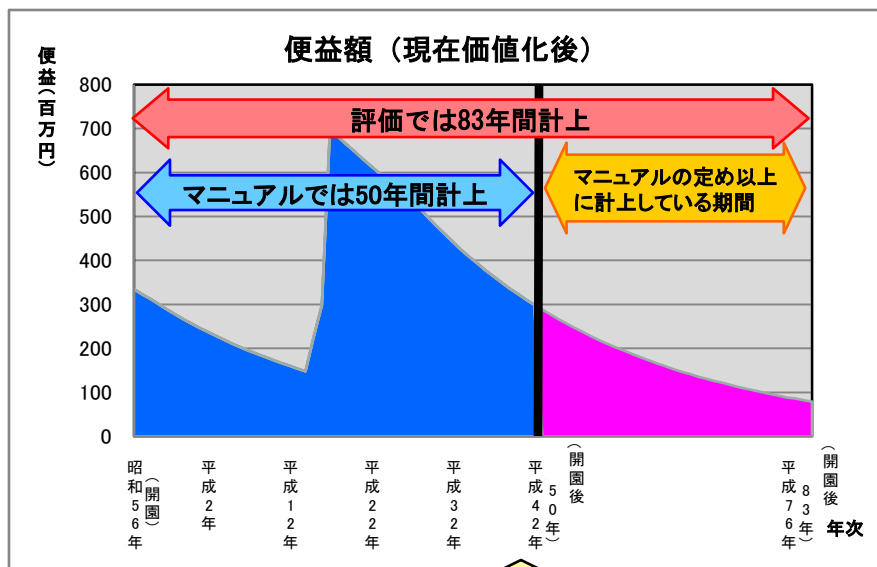
羽生水郷公園整備事業(埼玉県)[国土交通省]

(事業の概要)

昭和56年に開園、平成5年度に都市計画が変更され、公園面積53.6haの総合公園に整備(事業期間:平成5年度~26年度、総事業費92億円)

(評価の概要)

費用便益比(B/C)=1.07(総便益(B):239億円、総費用(C):224億円)



マニュアルにおいて、プロジェクトライフは「供用開始から50年間」としているが、本事例では当初開園時の昭和56年から、整備完了から50年後となる平成76年までの83年間の便益と費用を計上

【総務省の疑問点】

- 「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」では供用年度から50年間でプロジェクトライフとして便益と費用を計上するとされているにもかかわらず、当初開園時の昭和56年から、整備完了から50年後となる平成76年までの83年間の便益を計上しており、便益が過大に算定されているおそれがあるのではないか。



【対応方針】

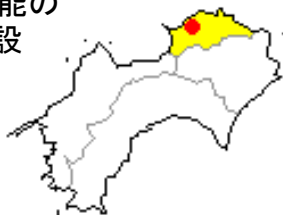
- 費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」で示されたプロジェクトライフの考え方に基づき、平成21年度中に再度評価が行われる。

3. 便益算定に用いられているデータ等の信頼性に疑義があるもの

国営かんがい排水事業「香川用水土器川沿岸地区」(香川県) 〔農林水産省〕

(事業の概要)

農業用水の安定供給、効率的利用と、地域用水機能の増進を図るため、老朽化した用水路の改修及び新設
(総事業費：150億円、工期：平成20～28年度)



(評価の概要)

- 総費用総便益比(B/C)=2.31
(総便益額(B)：882億円、総費用(C)：381億円)
- 便益の算定における作物生産効果：事業を実施した場合(「事業ありせば」)と実施しなかった場合(「事業なかりせば」)の作物生産量の比較により年効果額を算定

※マニュアルでは、用水施設の更新整備における「事業なかりせば」の場合の水稲の単収は、「陸稲」の単収を用いることとされている。

○事前評価時における陸稲の単収の算定

→四国地方の最近5年間の農林水産統計データの平均単収

(単位：kg/10a)

年次	四国地方
H13	...
H14	123
H15	125
H16	—
H17	—
平均	124

1市2か年分のみのデータで算定

105市町村における5年分のデータで算定

その後

○土地改良事業計画書策定時における陸稲の単収の算定

→中国及び四国地方の5年分の農林水産統計データの平均単収

(単位：kg/10a)

年次	中国地方	四国地方	中国四国地方平均
H9	178	133	156
H10	187	134	161
H11	171	137	154
H14	174	123	149
H15	157	125	141
平均	173	130	152

【総務省の疑問点】

- 本事業の事前評価における陸稲の単収の算定に当たっては、1市の2か年分のみの作付実績のデータを用いて算定
- 本事業の土地改良事業計画書の策定に当たっては、一定範囲の複数の市町村における5か年分のデータを把握して陸稲の単収を算定
本事業の事前評価の時点においても、より広範囲における5か年分のデータを用いるなど、十分なデータを用いた上で単収を算定すべきではないか。



【対応方針】

- 本事業の事前評価に用いた陸稲単収については、他の作物と同様に最近5か年の面積加重平均単収を用いるとの考え方にに基づき、本地区が位置する四国地方の統計資料により最近5か年に把握しうる2か年分の数値が大きな変動のないものであること、異常気象年のものではないこと、過去の実績からみて平均的な数値であることを確認した上で用いたものであることを確認し、疑義が解明され透明性が向上した。
- 事前評価の実施に際しては、今後とも精度の維持・向上に努める旨の認識が示された。

3. 便益算定に用いられているデータ等の信頼性に疑義があるもの

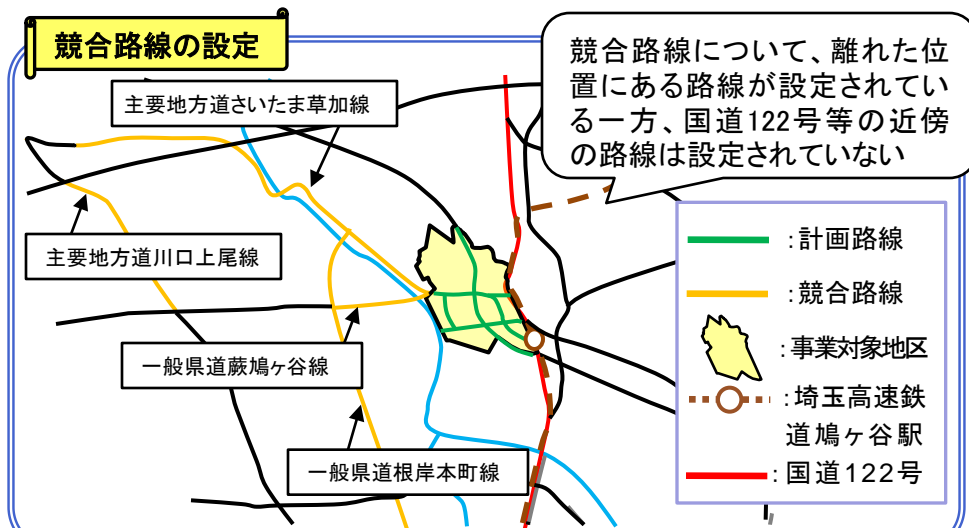
里土地区画整理事業(埼玉県)[国土交通省]

(事業の概要)

埼玉高速鉄道線鳩ヶ谷駅の西側に近接する地区において、公共施設の整備を図るもの(事業期間:平成元年度~25年度、総事業費:376億円)

(評価の概要)

費用便益比(B/C)=3.5(総便益(B):443億円、総費用(C):126億円)



大部分の交通量が転換すると推計

交通量の変化		路線名	延長(km)	将来交通量	
				整備なし	整備あり
東西路線	計画路線	鳩ヶ谷流山線等2路線	1.45	0台/日	25,940台/日
	競合路線	主要地方道さいたま草加線	5.2	11,889台/日	587台/日
		一般県道蕨鳩ヶ谷線	0.6	15,398台/日	760台/日
南北路線	計画路線	大宮東京線等4路線	2.48	0台/日	28,726台/日
	競合路線	主要地方道川口上尾線	2.5	24,200台/日	4,051台/日
		一般県道根岸本町線	4.0	10,301台/日	1,724台/日

【総務省の疑問点】

○ 本事業の街路整備効果に係る費用便益比の算定について、以下の点において不正確なものとなっているのではないか。

① 競合路線の設定について

- ・事業対象地区の設定から離れた位置にある路線が設定されている一方、国道122号等の近傍の路線は設定されていないこと
- ・延長が計画路線の延長に比べて長くなっている路線が見られること

② 交通量推計について、整備完了後に競合路線の交通量の大部分(東西路線で約95%、南北路線で約83%)が計画路線に転換するとの推計根拠が不明確

③ 評価の基準年次(平成19年)より前の街路建設費について、現在価値化せずに費用計上



【対応方針】

○ 費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、平成18年度以前に発生していた街路建設費を現在価値化して計上した上で、21年度末までに再度評価が行われる。

Ⅱ 一般政策に係る評価の内容点検の結果(概要)

1. 目標の達成度合いが低調であるにもかかわらず、その原因分析が行われていないと考えられるもの

地域経済の活性化の推進(地域新規産業創造技術開発費補助事業(補助)、新規産業創造技術開発費補助事業(補助))(経済産業省:実績評価)

(政策の概要)

地域の産業活性化を推進するため、中小企業の新分野進出やベンチャー企業の新規創業といったリスクの高い技術開発の支援

(評価の概要)

- ・ 目標：事業のアイデア、構想を具現化する新商品の開発を支援し、事業化率(注)35%を目指す。

(注) 事業化率は、技術開発終了後3年以内の事業化件数/技術開発終了件数である。

- ・ 目標の達成状況：平成16年度末時点で見ると、事業化率は目標値である35%にはやや及ばないものの、堅調に推移しており、目標は達成されているものと考えられる。

表 技術開発終了件数、事業化件数及び事業化率の推移 (単位:件、%)

指標 \ 年度	～平成14	15	16	17	18
技術開発終了件数	373	442	502	571	634
事業化件数	130	150	167	182	183
事業化率	34.9	33.9	33.3	31.9	28.9

目標値を下回っており、かつ減少傾向

技術開発終了後3年が経過していないため、参考値であるとして、分析されていない

【総務省の疑問点】

- 平成14年度から16年度にかけて事業化率が目標値を下回っており、かつ減少傾向となっているが、堅調に推移とされている。
- 平成17年度及び18年度の事業化率については、技術開発終了後3年が経過していないことから、確定値ではなく、参考的な扱いであるとして、その動向について分析が行われていない。



【対応方針】

- 平成14年度から16年度の事業化率については、堅調に推移としている点について評価書が修正される。
- 平成17年度及び18年度の事業化率については、今後増加する可能性があることなどが確認され、直近の動向についての分析結果が明らかになり、評価書に追記される。

1. 目標の達成度合いが低調であるにもかかわらず、その原因分析が行われていないと考えられるもの

環境・経済・社会の統合的向上(環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成)(環境省:実績評価)

(政策の概要)

様々な主体と連携しつつ、様々な場において、すべての主体に対して、学校・家庭・地域コミュニティが連携した質の高い効果的な環境教育・環境学習を行うことで、自発的・主体的に取り組む意識を醸成する。

(評価の概要)

指標の一つである「環境カウンセラーの登録者数(累計)」について、平成18年度政策評価書では、「目標年:H18年度 目標値:5,500人」としていたが目標値を達成することはできなかった。本年もその目標値(5,500人)に達していないが、進捗状況が芳しくないことについて、昨年度から引き続き原因分析を行っておらず、さらに本年度報告書では目標年をH22年度に延長した上で、「目標に向けて進展があった。」と評価している。

(環境カウンセラーの登録者数(累計)[人])

H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標年	目標値
3,611	3,900	4,169	4,380	4,528	H22 年度	5,500

(環境省政策評価書から抜粋)

【平成18年評価書での目標】

目標年:H18年 目標値:5,500人

未達成にもかかわらず原因分析なし

【総務省の疑問点】

- 「環境カウンセラーの登録者数」についての 目標への進捗状況が思わしくない原因を分析した上で評価を行うべきではないか。



【対応方針】

- ①本来環境カウンセラーとして高い能力を持つ人材が既に認定されており、新たな人材の成長を待たねばならない時期に移行した、②国際的な環境教育変化を受けて、新たな審査基準を導入したため受験者数が減少したという目標未達成の原因、及びそれに基づいた今後の方針が明らかになった。
- 環境省から、今後は、目標の達成状況が低調である場合は、その原因を分析した上で評価が行う旨の認識が示された。

2. 設定されている指標が専ら政策の執行の状況をとらえており、政策効果に着目した指標の設定が必要と考えられるもの

化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

(実績評価:厚生労働省)

(政策の概要)

最新の科学的知見を踏まえ、急性毒性作用がある物質について毒物又は劇物に指定。また、毒物又は劇物の製造、輸入又は販売を行う事業者に対する登録の義務づけ、登録業者を含む業務上取扱者に対する立入検査等の規制を行い、毒物及び劇物の適正な管理を推進

(評価の概要)

- 個別目標1「毒物・劇物の適正な管理を推進すること」に係る指標として「毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物の指定のための調査件数」及び「毒物・劇物営業者等に対する立入検査件数」を設定

政策の執行状況を捉えるのみで、
政策効果に着目していない

〈指標の状況〉

	H15	H16	H17	H18	H19
毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物の指定のための調査件数	3	3	2	3	2
毒物・劇物営業者等に対する立入検査件数	43,941	42,527	39,613	36,453	集計中

※厚生労働省の評価書より抜粋

- 個別目標1に関する評価では、「行政側としては限られた人員の中で、事故の発生状況、過去の立入頻度又は違反状況等を考慮し、効率的かつ効果的な立入検査を行っている。」「効率的かつ効果的に毒物及び劇物の適正な管理の推進に向けた取組がなされていると評価できる。」としており、主に行政活動の実施状況から評価結果を導いている。

【総務省の疑問点】

- 「毒物・劇物の適正な管理を推進すること」をより適切に評価するためには、平成17年度の認定関連活動において当省が指摘したとおり、立入検査による改善効果を含めて評価すべきではないか。



【対応方針】

- 平成17年度の認定関連活動における当省の指摘を受けて、都道府県にアンケート調査を行い、立入検査の改善率の集計を行っていることが明らかになった。
- 次年度の指標として違反改善率に係る指標を設定して評価を行うことが検討される。

3. あらかじめ設定した指標による効果の測定が行われていないと考えられるもの

我が国金融・資本市場の国際化への対応(実績評価:金融庁)

(政策の概要)

内外から資金・情報・人材が幅広く集積する、魅力ある質の高い金融・資本市場の構築に向けた取組を推進

(評価の概要)

- 測定指標として①「『我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ』の開催・検討状況等」、②「世界の金融・資本市場に占める日本のシェア(時価総額ベース)」、③「各国取引所の時価総額比較」、④「対外・対内証券投資額」及び⑤「各国取引所における内外の上場企業数の推移」を設定し、評価書の「現状分析及び外部要因」の欄で各指標について分析

《分析例 各国取引所における内外の上場企業数の推移》

	1997年末	2002年末	2007年末
東京証券取引所	1,865社	2,153社	2,414社
うち外国企業	60社(3.2%)	35社(1.6%)	25社(1.0%)
ニューヨーク証券取引所	2,626社	2,366社	2,297社
うち外国企業	355社(13.5%)	472社(19.9%)	421社(18.3%)
ロンドン証券取引所	2,513社	2,824社	3,307社
うち外国企業	467社(18.6%)	382社(16.8%)	719社(21.7%)

※金融庁の評価書より抜粋

指標の分析結果ではなく、行政活動の実施状況から評価

- 一方で、評価内容をみると、各指標の達成状況の分析結果ではなく、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立、日中の金融監督当局等との定期協議等、行政活動の実施状況から「B(当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況には至っていないが、一定の成果が上がっている場合)」と評価

【総務省の疑問点】

- あらかじめ設定した測定指標（「各国取引所における内外の上場企業数の推移」等）の達成状況の分析・検証結果を踏まえて評価結果を導くべきではないか。



【対応方針】

- 評価書の「現状分析及び外部要因」における各測定指標の分析・検証結果に基づき、「さらなる取組が必要」であることから「B」との評価結果を導いたことが明らかになった。
- また、「『評価結果』において、測定指標を踏まえた分析・記述が十分ではないと考えられるため、今後の評価において改善を図るなど、実効性ある政策評価の実施に努める」との認識が金融庁から示された。

4. 判断基準・指標等の設定について改善が必要と考えられるもの

防災に関する普及・啓発(内閣府:実績評価)

(政策の概要)

「防災の日」及び「防災週間」の趣旨を踏まえ、国民を対象にした普及啓発活動(防災ポスターコンクール、防災フェアの開催等)を行い、広く国民が、台風、地震等の災害についての認識を深め、これに対する備えを充実強化する。

(評価の概要)

「防災フェア」への参加者数やアンケート結果等が指標として設定されているが、国民における具体的な防災対策の実施状況に関する指標は未設定

この点については、家具の固定など大地震に備えてとっている対策の実施状況について世論調査が行われている。

また、平成20年版防災白書(平成20年6月内閣府)では、国民の防災意識と行動のギャップについての課題が示されているところ。

大地震に備えて「家具や冷蔵庫などを固定し、転倒を防止している」と回答した割合の推移 (%)

平成3年7月	7年9月	9年9月	11年6月	14年9月	17年8月	19年10月
8.5	12.7	14.0	13.9	14.8	20.8	24.3

大地震に備えて家具等の固定をしている人の割合は、ここ数年、地震による被害が頻発していることもあって上昇傾向にはあるものの、なお30%未満(防災白書より)

【総務省の疑問点】

- 本政策は、国民を対象にした普及啓発活動を行い、広く国民が、台風、地震等の災害についての認識を深め、これに対する備えを充実強化するものであるが、国民における具体的な防災対策の実施状況に関する指標は設定されていない。

世論調査結果などを活用し、国民の防災意識と防災行動に関する指標を設定して評価を行うべきではないか。



【対応方針】

- 同様の世論調査が行われる場合は、その結果を活用した指標の設定の可能性について検討される。

また、防災フェアの来場者アンケート等において、当該事業への評価のみならず、できる限り一般的に防災意識の変化や防災行動への意向を調査するなど、必要な改善を図り、同調査結果を活用した指標の設定の可能性について検討される。

4. 判断基準・指標等の設定について改善が必要と考えられるもの

国際社会で主体的に行動することができる能力の基礎を育成するために国際理解教育を推進する体制を整備するとともに、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画に基づき、「英語が使える日本人」を育成する体制を確立する
(文部科学省:実績評価)

(政策の概要)

国際理解教育を推進する体制を整備するとともに、『英語が使える日本人』の育成のための行動計画(平成15年3月31日文部科学省)に基づき、新教育課程の推進等により英語教育を改善

(評価の概要)

行動計画で定める事項のうち、学校教育において児童・生徒が英語を学習するための体制の整備に関する指標を設定。当該体制を整備した結果を図る指標として「生徒の英語力」を設定

これらの指標が同行動計画策定当初より向上していることから評価結果を「A(想定どおり達成・概ね順調に進捗)」としているが、「生徒の英語力」に関する2指標については、同行動計画における目標水準に達していない状況

行動計画の目標水準は未達成にもかかわらず、指標の伸びで評価

指標の内容		行動計画における目標水準	19年度実績
生徒の英語力 (英検3級程度(中学生)又は英検2級程度(高校生)の英語力を持つ生徒の割合)	中学生	卒業者の平均(注)	32.4%
	高校生		30.3%

(注)「卒業者の平均」とは、具体的には、卒業者の5割が卒業段階で身につけていることが望ましい英語力のこと

【総務省の疑問点】

- 行動計画に基づき学校教育において児童・生徒が英語を学習するための体制を整備した結果を図る指標として「生徒の英語力」を設定しているが、行動計画における目標水準は未達成
- 行動計画は平成19年度が計画期間の最終年度となっているため、本政策の達成目標の達成度合いについては、指標の伸びではなく、同行動計画における目標の最終的な達成度合いに基づいて評価を行うべきではないか。



【対応方針】

- 行動計画における目標の達成度合いに基づいた評価を行うため、生徒の英語力を指標とし、行動計画における目標水準の達成状況を判断基準とした評価に改められ、評価書が修正される。

評価の内容点検の結果見出された一般的な課題

【公共事業】

- 便益算定の前提として需要予測等を行うに当たって留意すべき事項
 - ・ 過去の実績等を参照しつつ、需要予測等が現実的なものになっているかについて留意する。
 - ・ 予測の根拠となる前提条件が現実的なものであるかの検証を十分行う。
 - ・ 将来予測に当たっては、必要に応じ複数のデータを活用して推計を行う。
- 便益算定に際しての評価方法に関して留意すべき事項
 - ・ 仮想市場法(CVM)を適用するに当たっては、その精度の厳格性を確保するよう留意することとし、①支払意思額の提示額の設定に当たって、事前調査を行い、実態を踏まえる、②調査範囲については、広範なものとするにより便益が過大に算定されることのないよう、実態を踏まえて適切な範囲を設定する、③支払意思額の質問方法によって回答額にバイアスがかかることを避ける、④別途算定されている便益が重ねて含まれないように調査を設計する。
 - ・ 旅行費用法(TCM)を用いるに当たっては、利用実態を踏まえつつ、便益の算定を適切に行う。
 - ・ 評価期間が同じ場合、同一施設の価値について、評価書間での整合性を確保する。
- 便益算定に当たってデータを用いる際に留意すべき事項
 - ・ 便益算定に当たっては、データの算定範囲が過大になったり、不足したりすることのないよう留意する。

【一般政策】

○ 評価の設計時において留意すべき事項

- ・ 指標が専ら政策の執行状況をとらえるもののみになっている場合は、政策効果を把握できるものを設定するよう改善する。
- ・ 指標について、評価対象政策の効果を説明するものとして十分なものを設定する。
- ・ 目標の設定について、関連する政府の計画と整合性のとれたものとする。
- ・ 評価実施時期においてあらかじめ達成しようとする水準を数値化等により具体的に特定する。

○ 評価の実施時において留意すべき事項

- ・ 目標の達成度合いが低調であるような場合は、なぜ目標が低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行う。
- ・ あらかじめ設定した指標につき評価を行うこととし、あらかじめ設定した指標を用いない場合、その理由について説明する。
- ・ 設定した指標に係る測定の結果を踏まえ、評価の結果を導く論理を妥当なものとする。

評価のやり方点検のポイント

目標が明確であるか、得ようとする政策効果が特定されているかなどにつき、点検

- 評価方式・分野別に整理・分析を行い、共通的な課題を提起(以下のとおり)
- 府省別に評価の枠組みや取組状況を整理・分析し、課題を提起

区 分		実施 府省	評価 件数	主な今後の課題
一 般 政 策	実績評価	15	276	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り数値化等により目標を特定。可能な限り検討を行ってもなお特定できないものは、総合評価や事業評価等への変更も検討 ・特に目標の達成度合いが低調な場合には、なぜ目標がそのような達成度合いにとどまったのかについて十分に原因を分析
	事業評価	10	485	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような効果が発現したのものをもって得ようとする効果が得られたとするか、その状態を明確化 ・主に施策レベルの政策を対象とする実績評価に加え、必要に応じて事務事業まで掘り下げて分析を行う事業評価を積極的に活用
	総合評価	10	112	<ul style="list-style-type: none"> ・得ようとする情報の内容に応じて、政策評価の設計を十分に検討 ・政策の見直しや改善に資する評価を行うため、政策の問題点の把握のみならず、その原因について掘り下げた分析

区 分		実施 府省	評価 件数	主な今後の課題
義務付け4分野の政策	研究開発	7	824	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな大綱的指針に沿った研究開発評価指針を策定し、評価項目、評価基準の明確化により評価を実施 ・ 研究開発施策について、研究開発評価指針に基づき積極的に評価を実施
	公共事業	5	2442	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を実施 ・ データや関係情報についての情報公開、情報へのアクセスの利便性を確保
	政府開発援助	1	68	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前評価における有効性、効率性の観点を充実 ・ 成果目標についての達成水準を明確化
	規制	12	156	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用及び便益は、可能な限り定量化又は金銭価値化して算定。両者の関係について可能な限り定量的な手法を用いて分析 ・ 費用要素について、遵守費用、行政費用及びその他の社会的費用の各区分を明示して分析

各府省が行った政策評価の件数 (合計 4,036 (3,850) 件)

評価対象政策		事前評価 (1,314 (1,265) 件)	事後評価 (2,722 (2,585) 件)
一般の政策 662件 (681件)	政策・施策		実績評価 277 (319) 件
	事業	政策決定前 事業評価 232 (220) 件	継続・完了 事業評価 41 (43) 件
義務付け4分野の政策 3,374件 (3,169件)	事業	公共事業評価 763 (795) 件	公共事業評価 1,671 (1,520) 件
		研究開発評価 146 (149) 件	研究開発評価 596 (578) 件
		ODA評価 43 (45) 件	ODA評価 25 (26) 件
		規制評価 130 (56) 件	
			総合評価 112件 (99)

(注1) 平成20年1月1日から12月31日までの間に各府省が総務省に送付した評価書の件数を計数したもの (括弧内は平成19年の値)

(注2) 政策決定前事業評価は、事前評価が義務付けられている研究開発、公共事業、ODA及び規制に係るものを除外して計数した

(注3) 前ページの「評価件数」は、やり方点検の対象とした件数 (施策レベルの評価に含まれる事務事業単位のものについて審査を行ったもの等を含む。) であり、上記の件数とは必ずしも一致しない。

〔本件連絡先〕

総務省行政評価局 客観性担保評価担当室

政策評価官 : まつ ばやし ひろ き 松 林 博 己 (内線 : 9 1 3 2)
調査官 : あら い せい いち 新 井 誠 一 (内線 : 2 5 5 0)
上席評価監視調査官 : おか だ ひろむ 岡 田 弘 (内線 : 2 5 5 4)

電話 (直通) 03-5253-5403、5462

(代表) 03-5253-5111

FAX 03-5253-5464

E-mail https://www.soumu.go.jp/menu_03/hyoukakyoku/message/i-hyouka-form.html